

【JARL MLサービス ガイドライン】

このMLサービスは、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)が設置するものであり(以下、設置者という)、国内外のアマチュア無線家と円滑なコミュニケーションをはかるために提供するものである。

1. JARLの委員会等および地方本部・支部・登録クラブ・レピータ局管理団体の代表者は当サービスのWebサイト(<http://www.jarl.com/>)から、所定の書式に必要事項を入力して申込むことにより、審査を経てメーリングリスト開設者(以下、ML開設者という)となり、メーリングリストを開設・運営することができる。

2. ML開設者は、自らがML管理・運営責任者となるか、または所属する団体のJARL会員の中からML管理・運用責任者を1名選任することにより、ML開設者となることができる。

3. ML開設者はメーリングリスト運営について一切の責任を負うものとする。

4. 当サービスのML開設者および利用者は、当サービスを利用して、日本国または米国の法に反するような行為をしてはならない。また、当サービスを利用して公序良俗に反するような行為をおこなってはならない。

5. 設置者は、犯罪的行為に結びつくと判断され、当該機関から要求があった場合、ML開設者および利用者の承諾なく情報を開示することができる。

6. ML開設者および利用者は当サービスを利用して以下の行為をおこなうことはできない。

- (a) 当サービスの関係者および第三者へ損害を与えること。
- (b) 1通あたりのサーバー設定値(既定値5メガバイト)を超えて投稿すること
- (c) 当サービスにて提供されるメーリングリストを第三者に貸与すること。
- (d) 当サービスを利用して道徳、一般常識に著しく反する行為をすること。
- (e) 当サービスの関係者および第三者の著作権、財産、プライバシー等を侵害すること。
- (f) 当サービスの関係者および第三者を誹謗、中傷を目的に当サービスを利用すること。
- (g) 当サービスやインターネット上の各種サービスの運営を妨げ、あるいはアマチュア無線全体の信頼をそこなうような行為をおこなうこと。
- (h) その他、法令に反すること、および設置者が妥当でないと判断したことをおこなうこと。

7. 設置者は、ML開設者に対し、以下の場合、事前に催告することなく当サービスの提供を中止することができる。

- (a) ML開設者が当ガイドラインに違反した場合
- (b) 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合

8. ML開設者および利用者が、当ガイドラインに違反した行為によって設置者に損害を与えた場合、設置者はML開設者および利用者に対して損害賠償を請求できるものとする。

9. 設置者は当サービスの完全な運営に努めるが、保守作業、停電や天災などの不可抗力、その他の理由により当サービスの提供を一時的に停止することがある。また、サービスの一時停止は事前にメール等で連絡するが、緊急時はこの限りではない。

10. 当サービスを利用するために必要なパスワード等の情報はML開設者および利用者自身の責任で厳重に管理するものとする。

11. ML開設者は利用者に対して当ガイドラインを周知する義務を負うこととする。

12. 設置者からML開設者への周知事項は、当サービスのWebサイトやEメールによりおこなうこととする。

13. ML開設者が当該ML内部で規約やガイドラインなどを独自に制定しても、当ガイドラインがそれに優先するものとする。

14. ML開設者が当サービスの利用を取り止めたい場合は、Webサイトから所定の書式により、設置者に申し出なければならない。

16. 当ガイドラインはML開設者および利用者の承諾を得ることなく内容を変更することがある。

17. ML開設者は申込みの時点をもって、下記の項目に同意したものとする。

(a) 記入内容が不備な場合はサービスを受けられないことがある。

(b) 事務処理に時間を要することがある。

(c) ML開設者の所属組織に確認を取る場合がある。

(d) MLアカウント名は重複等により希望に添えない場合がある。

(e) 不適切な名称は使用を認めないことがある。

【その他免責等】

1. 以下の場合、設置者は当サービスの提供を停止する。この場合も、設置者の全責任は免責とする。

(a) ML開設者のJARL会員資格の喪失

(b) ML開設者の登録クラブまたはレピータ局管理団体資格の喪失（登録クラブまたはレピータ局管理団体が当サービスを受けている場合）

(c) ML開設者と連絡が取れなくなった場合

(d) メーリングリストの利用が全くないと判断される場合

(e) ML開設者または利用者が当ガイドラインを逸脱して利用した場合。

(f) ML開設者または利用者が当サービスを利用することにより、設置者 または当システムに対し損害を与えた場合、またはその恐れのある場合。

- (g) 申込み内容に虚偽の記載、あるいは不十分な記載が判明した場合。
- (h) ML開設者が死亡または当サービスを利用することが困難と設置者が判断した場合。
- (i) ML開設者から当サービスの利用の取り止めの申し出があった場合。
- (j) その他、設置者が必要と判断した場合。 2. 設置者はメーリングリストの運営内容には一切の責任を負わないこととする。

3. 当サービスのML開設者および利用者の情報(Eメールの内容も含む)に対し、設置者は守秘義務を負うものとする。

当ガイドラインに掲げる条項以外の条件で、利用者の情報を利用者の承諾なしに開示することはない。これは、メールの誤配(送信先の設定ミス等)により、設置者が偶然に知り得た情報も含む。

4. 当サービスを利用することにより、ML開設者および利用者が発生するいかなる損害も、設置者は一切の賠償の責を負わないものとする。これは、サーバーの障害等によるEメールの遅配、誤配、消失、損傷や送信の失敗等により発生する損害も含む。

5. 当サービスにより発生しうるリスクは全てML開設者および利用者が負うものとする。ML開設者および利用者の設定ミスによるトラフィックの異常増大等により発生する損害等も、ML開設者または利用者の故意または過失に関わらず含まれる。

6. パスワード等の管理情報をML開設者または利用者が失念したために発生した、いかなる損失も設置者は責任を負わない。

7. 設置者はMLシステムの機能強化の義務を負わない。

8. 設置者は都合により当サービスを廃止する場合がある。その場合、設置者の全責任を免責とする。

注) 設 置 者＝一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)

ML開設者＝メーリングリストを開設・管理する者

ML管理・運用責任者＝代表者の委任を受け、メーリングリストの管理・運用をおこなう者

利 用 者＝メーリングリストに登録された者

2020年7月21日改定